和束町

概要版

# 第9次高齢者保健福祉計画

及び

# 第8期介護保険事業計画

令和3～5年度

令和3年3月

京都府和束町

## 計画策定の趣旨

本町に暮らす高齢者が、これからもそれぞれの住み慣れた地域において、自分らしく安心して暮らしていけるまちづくりをめざし、町民・事業者・行政が協働して高齢者福祉の充実に取り組んでいくための指針となる計画として、令和3年度～令和5年度を計画期間とする「和束町第9次高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画」を策定しました。

## 計画の位置づけ

本計画は、国・府の関連する制度・計画等を踏まえるとともに、「和束町第5次総合計画」に基づき、高齢者福祉に関する計画として策定するものです。

また、平成28年度に笠置町・南山城村と連携して策定した地域福祉計画や、福祉の関連分野における町の個別計画等と整合性のある計画として策定しました。

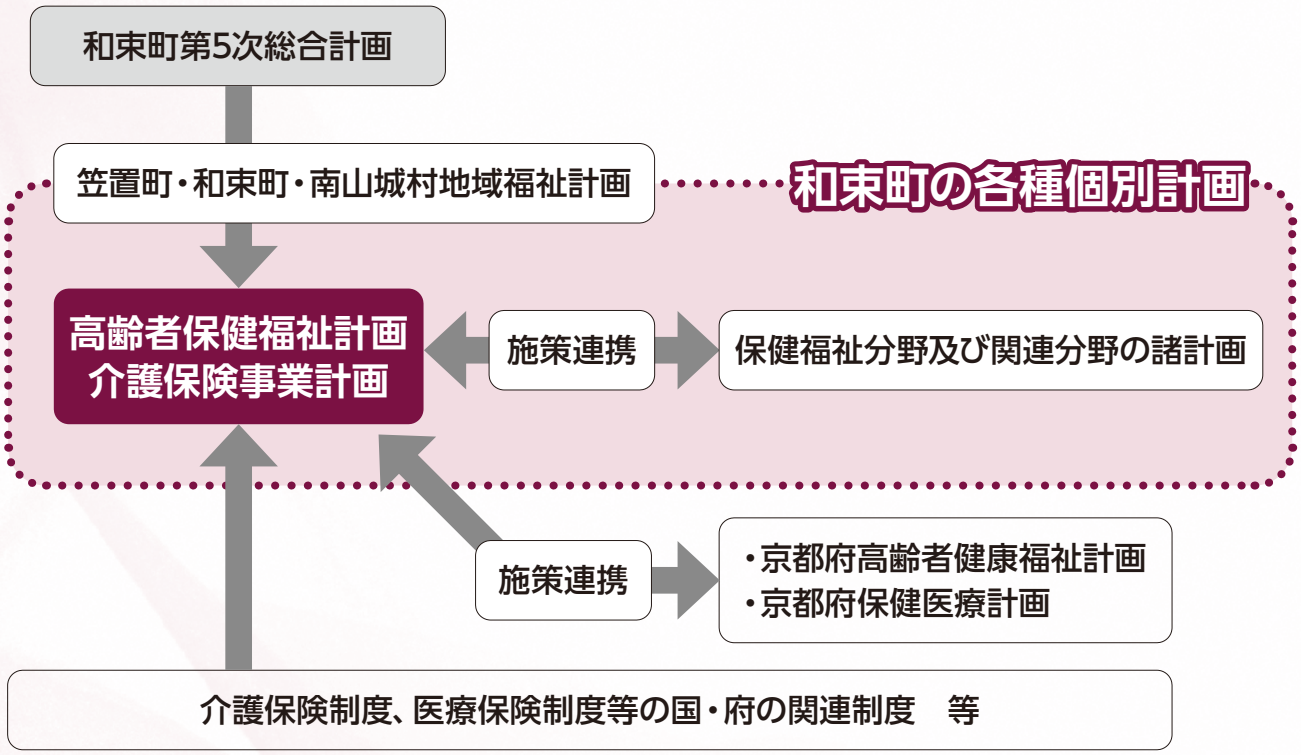


## 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間となります。

また、本計画は、団塊の世代がすべて後期高齢者となる令和7年度や団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年度を見据えて、第5期計画から継続する地域包括ケアシステムの構築をめざす中長期的視点を踏まえながら、検討・策定しました。

## 計画の基本目標

本計画の基本目標は、国の基本方針、本町の総合計画・地域福祉計画といった上位計画の将来像・基本理念等を踏まえながら、次のように設定します。

**基本目標**

**安心と生きがいに満ちた**

**支え合いの茶源郷　和束をめざして**

## 計画の基本方針

計画の基本目標に基づき、計画の主要課題を踏まえた計画の基本方針として、以下の4つを掲げます。

### 基本方針 1　支え合いの仕組みづくり　～地域で助け合い・支え合うために～

地域の状況に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進をはじめとした、地域共生社会の実現に向けて、地域包括支援センターを中心に、高齢者の暮らしを支えるために必要となるサービスや仕組みについて検討していきます。

### 基本方針 2　健康づくり・介護予防の推進　～高齢期をいきいきと過ごすために～

地域活動の活性化と社会参加への機会の拡充を図り、高齢になっても、就労やボランティア活動、趣味の活動等に参加し、地域での役割を持ち生きがいに満ちた生活を送ることができるようなまちづくりを進めます。

また、いつまでも元気に過ごせるよう、住民自らが健康づくりや生活習慣病予防・介護予防に関心を持ち、主体的に取り組むことのできる環境整備を進めます。

### 基本方針 3　高齢者への多様な支援の充実　～地域で安心して暮らすために～

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、権利擁護等のソフト面の整備、町内の環境整備等のハード面の整備による住みやすいまちづくりの推進に向けた多様な支援に取り組みます。

また、介護認定の有無に関わらず利用できる介護予防・日常生活支援総合事業等のサービス提供についても、充実・継続を図りながら、実施していきます。

### 基本方針 4　介護保険事業の充実　～介護ニーズに対応するために～

これからも身近な地域で必要とする介護サービスを利用することができるよう、高齢者の増加に伴うニーズの高まりに対応した介護保険サービスの実施とサービスの質の向上と量的確保を図り、必要な方に必要なサービスを適切に提供する等の介護給付適正化を実施することで介護保険制度の安定的かつ円滑な運用に努めます。

# 施策の体系

計画の基本目標の実現に向け、基本方針ごとに以下の各施策を推進します。

| 基本目標 | 基本方針 | 施　策 |
|---|---|---|
| 安心と生きがいに満ちた支え合いの茶源郷　和束をめざして | 1 支え合いの仕組みづくり | （1）地域包括支援センターの機能強化 |
| | | （2）地域で助け合うための連携・支援強化 |
| | | （3）医療・介護の連携強化 |
| | | （4）相談体制の強化 |
| | 2 健康づくり・介護予防の推進 | （1）高齢者主体の活動の促進 |
| | | （2）世代間交流の充実 |
| | | （3）健康づくりの支援 |
| | | （4）感染症への備え |
| | 3 高齢者への多様な支援の充実 | （1）認知症高齢者等への支援 |
| | | （2）権利擁護の推進 |
| | | （3）高齢者の住みよいまちづくり |
| | | （4）生活支援の充実 |
| | | （5）介護予防・日常生活支援総合事業の実施 |
| | 4 介護保険事業の充実 | （1）居宅サービスの充実 |
| | | （2）地域密着型介護サービスの提供 |
| | | （3）施設サービスの充実 |
| | | （4）介護サービスの質の向上 |
| | | （5）介護給付適正化の推進 |

## 地域包括ケアシステムの構築・充実

団塊の世代が後期高齢者となる令和7年、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年に向けて、国が示す地域包括ケアシステムのモデルを踏まえ、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・充実が求められています。

本計画においても、引き続きさらなるシステムの深化と充実に向けた取組を進めていきます。

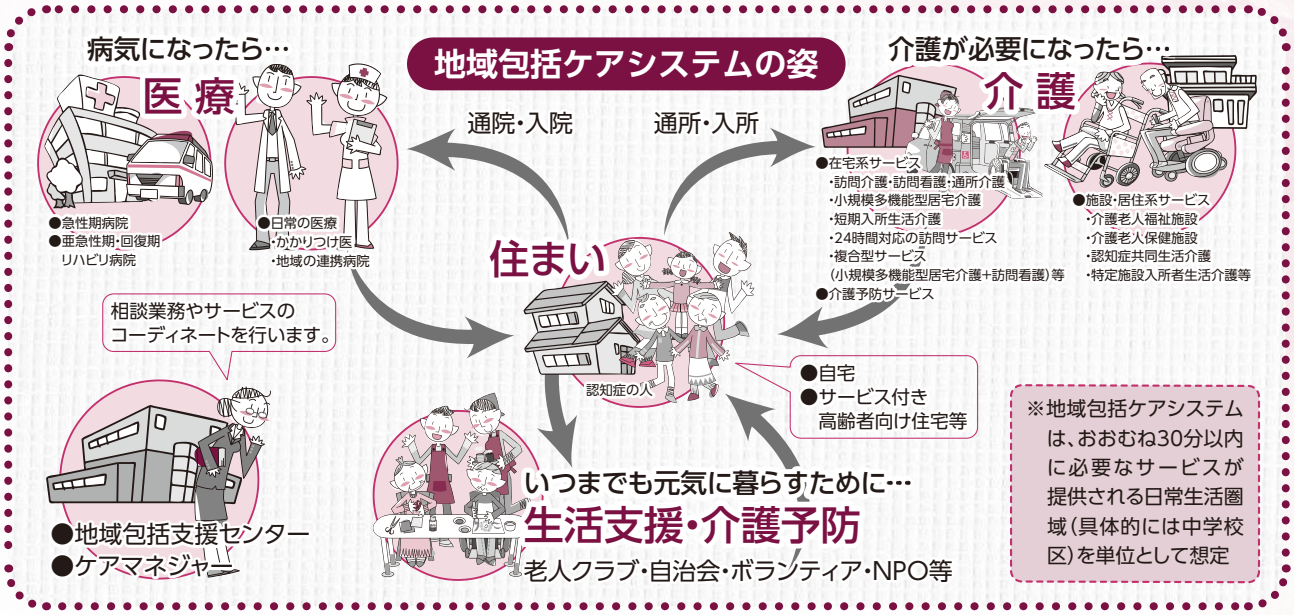


出典：地域包括ケア研究会報告書より

## 和束町の地域包括ケアシステム

和束町における地域包括ケアシステムは、「体制」「生活支援」「介護予防」「介護」「医療」の5つの枠組みで構築・充実することで、住み慣れた我が家・地域での暮らしの実現につなげていくものです。

# 人口・認定者数の推計

本町の総人口は今後も緩やかに減少することが見込まれており、令和5年度には3,577人程度、さらに令和22年度には、2,260人程度まで減少する見込みです。

高齢化率については、今後も増加傾向で推移することが見込まれており、令和5年度には49.1%程度、令和22年度には60.4%程度にまで上昇することが想定されます。

■ 将来人口と高齢化率 ■

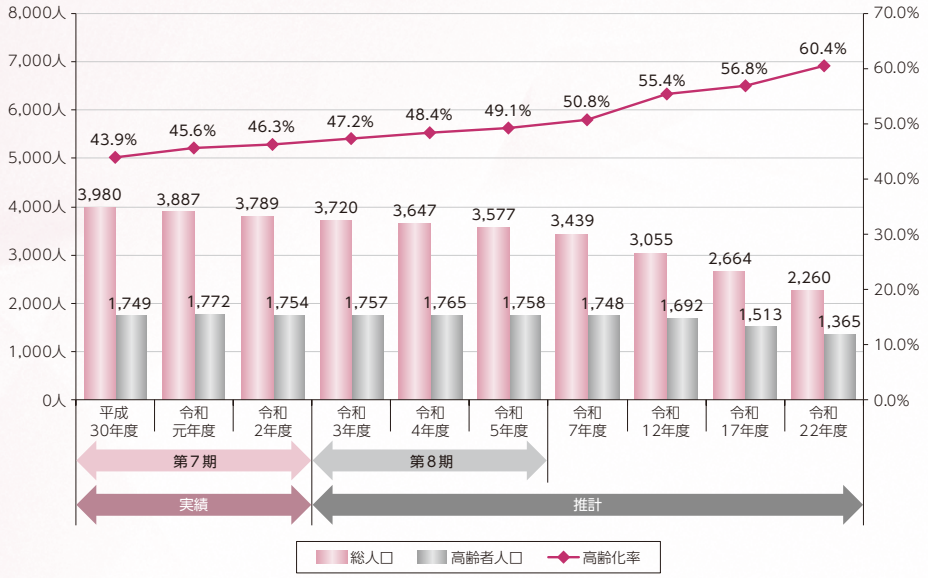


※住民基本台帳（各年度10月1日）データを用いて、町で推計

認定者数については今後も増加傾向で推移し、令和5年度には410人、令和22年度には459人まで増加する見込みです。

認定率についても、今後増加傾向で推移し、令和5年度には23.2%、令和22年度には33.5%となる見込みです。

■ 認定者数と認定率の見込み ■

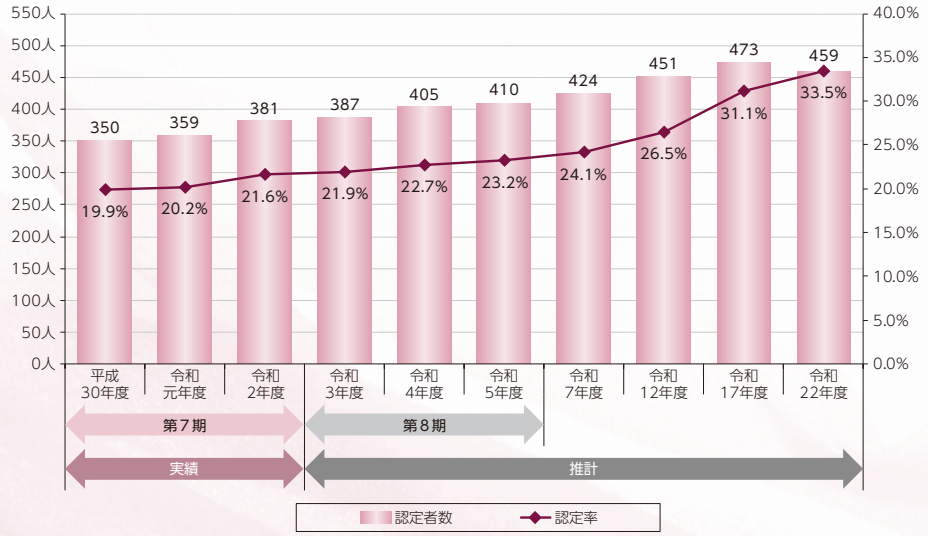


※介護保険事業状況報告（各年9月末現在）データを用いて、性別・年齢区分別・要介護度別の出現率法により推計
※認定率は第1号被保険者数に対する比率

## 第1号被保険者　所得段階別介護保険料

第８期における第１号被保険者の保険料基準月額は、7,600円となります。なお、所得段階ごとの保険料は下表の通りです。

| 保険料段階 | 課税区分等 | | | 基準額に対する割合 | 保険料 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 月額 | 年額 |
| 第１段階 | 本人が住民税非課税 | 世帯非課税 | ・生活保護、老齢福祉年金受給者<br>・本人の課税年金収入額及び合計所得金額の合計が80万円以下 | 0.50<br>(0.3) | 3,800<br>(2,280) | 45,600<br>(27,360) |
| 第２段階 | 本人が住民税非課税 | 世帯非課税 | ・本人の課税年金収入額及び合計所得金額の合計が80万円超120万円以下 | 0.65<br>(0.5) | 4,940<br>(3,800) | 59,280<br>(45,600) |
| 第３段階 | 本人が住民税非課税 | 世帯非課税 | ・本人の課税年金収入額及び合計所得金額の合計が120万円超 | 0.75<br>(0.7) | 5,700<br>(5,320) | 68,400<br>(63,840) |
| 第４段階 | 本人が住民税非課税 | 世帯課税 | ・本人の課税年金収入額及び合計所得金額の合計が80万円以下 | 0.95 | 7,220 | 86,640 |
| 第５段階 | 本人が住民税非課税 | 世帯課税 | ・本人の課税年金収入額及び合計所得金額の合計が80万円超 | 1.00 | 7,600 | 91,200 |
| 第６段階 | 本人が住民税課税 | | ・本人の合計所得金額が120万円未満 | 1.25 | 9,500 | 114,000 |
| 第７段階 | 本人が住民税課税 | | ・本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満 | 1.40 | 10,640 | 127,680 |
| 第８段階 | 本人が住民税課税 | | ・本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満 | 1.60 | 12,160 | 145,920 |
| 第９段階 | 本人が住民税課税 | | ・本人の合計所得金額が320万円以上400万円未満 | 1.80 | 13,680 | 164,160 |
| 第10段階 | 本人が住民税課税 | | ・本人の合計所得金額が400万円以上500万円未満 | 2.00 | 15,200 | 182,400 |
| 第11段階 | 本人が住民税課税 | | ・本人の合計所得金額が500万円以上600万円未満 | 2.20 | 16,720 | 200,640 |
| 第12段階 | 本人が住民税課税 | | ・本人の合計所得金額が600万円以上700万円未満 | 2.40 | 18,240 | 218,880 |
| 第13段階 | 本人が住民税課税 | | ・本人の合計所得金額が700万円以上900万円未満 | 2.60 | 19,760 | 237,120 |
| 第14段階 | 本人が住民税課税 | | ・本人の合計所得金額が900万円以上1,100万円未満 | 2.80 | 21,280 | 255,360 |
| 第15段階 | 本人が住民税課税 | | ・本人の合計所得金額が1,100万円以上 | 3.00 | 22,800 | 273,600 |

※第１段階から第５段階の合計所得金額には、年金所得は含まれません。
※第１～３段階の「基準額に対する割合」および「保険料」は、制度に基づく公費による軽減措置がなされます。
（（　）内参照）今後、制度改正等により、軽減措置の内容が変更になる場合があります。

和束町

# 第9次高齢者保健福祉計画
及び
# 第8期介護保険事業計画

概要版

令和3年3月発行
編集／和束町福祉課
〒619-1295　京都府相楽郡和束町大字釜塚小字生水14-2
TEL:0774-78-3006　FAX:0774-78-2799